

地域計画

策定年月日	令和7年3月18日
更新年月日	()
目標年度	令和11年
市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)
地域名 (地域内農業集落名)	若宮地区 (蛭川集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	23.08 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	23.08 ha
② 田の面積	15.35 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	7.74 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	7.3 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	7.3 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

【現状】

・本集落における作付品目は、水稻、果樹(りんご、ぶどう)、キュウリであり、一部入り作(法人等)があるものの、現状は集落内農業者が区域内農地の殆どを耕作している。

・専業農家は、水稻中心10名(入り作農家含む)、果樹中心2名である。

・自作意向農家(果樹含む10経営体)、入り作農家(3経営体)、新規就農(1経営体)を地域内の農業を担う者(以下、集落担い手農家という。)に位置付けし、集落農業を維持・継承していきたい意向にある。

【課題】

・農業従事者が高齢化するとともに、後継者が不在である。

・複合経営と作業機械能力が低下(老朽化等)している現状の中で、区域内農地の大部分を占める水稻の規模拡大(集積)は困難になっている。

・果樹においては老木化もあり、縮小や廃作が増加する傾向にある。

・集落担い手農家が営農継続していくうえで、機械・施設等生産基盤の強化・充実が必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

〇「集落の農地は集落で守る」を基本理念として、集落担い手農家が農業生産基盤の強化・充実、技術革新の取組による作業効率化や省力化が図られているとともに、集落内の相互協力体制が構築され、「集落ぐるみ」で持続可能な農業経営を支え、農業を柱とした集落コミュニティが維持・継承されている。

①水稻 栽培方式 : 慣行栽培

②果樹 栽培方式 : 慣行栽培、高密度栽培等省力化技術栽培の新規導入

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

・離農等に伴う水田の集積については、集落担い手農家を基本としつつ、入り作農家(法人2経営体)を含めた10経営体(水稻作農家)に集積を進め効率的かつ総合的な農地利用を実現していく。

・畑地は基本的に所有者が継続利用するものとする。

・果樹については、更地化された農地を果樹自作意向農家(2名)及び新規就農者へ集積を進め、効率的かつ継続的な農地利用を実現していく。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	61.74	%	将来の目標とする集積率	85	%
--------	-------	---	-------------	----	---

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

・区域が狭い中でも農家ごとに集約化されているが、更なる集団化(集約化)に向け集落内話し合いを進め、作業の効率化・省力化を進めていく。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組
・本計画を集落全体で共有し、集落担い手農家相互が協力・共存する集落農業確立に向け、話を重ねていく。 ・離農や規模縮小等に伴う農地の取扱は、水田は①集落担い手農家のうち水稻作農家(8経営体)、②入り作農家(法人2経営体)の優先順位を基本に進めていく。また、樹園地は所有者自らが更地化することを基本に、果樹自作意向農家(2経営体)及び新規就農者(1経営体)への集積を進めていく。 ・集落担い手農家であっても、機械故障や年齢的な要因等で営農継続が困難となった場合は、他の集落担い手農家への集積を基本に進めていく。 ・機械・施設等の強化・充実が補助事業の活用を推進するとともに、リース・レンタル・共同利用・第三者継承等による導入も検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・集落担い手農家への農地集積・集約化においては、農地中間管理機構を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組
・地域における農地集積・集約化の進捗に合わせながら、水田の大区画化(畦畔除去、均平作業)に取組み、作業効率化と生産性向上につなげていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・新規就農希望者を地域農業(果樹部門)の重要な担い手として位置付け、就農準備段階から集落ぐるみで支援していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・水稻における、直播作業や防除・追肥作業においては、町内でも作業受託体制が構築されているため、農家ごとに実情を考慮しながら活用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和11年度)						
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考		
認農		水稻、果樹	2.6 ha		ha	水稻、果樹	2.6 ha		ha	A	
認農		水稻	1.96 ha		ha	水稻	3.21 ha		ha	B	
認農		果樹	0.23 ha		ha	果樹	2.45 ha		ha	C	
認農		水稻等	0 ha		ha	水稻等	0.16 ha		ha	D	
認農		水稻等	0.42 ha		ha	水稻等	0.54 ha		ha	E	
認就			0 ha		ha	果樹	1 ha		ha		
利用者		水稻、野菜	2.26 ha		ha	水稻、野菜	2.91 ha		ha	F	
利用者		水稻、果樹、野菜	1.62 ha		ha	水稻、果樹、野菜	1.62 ha		ha	G	
利用者		水稻	1.55 ha		ha	水稻	1.79 ha		ha	H	
利用者		水稻、果樹	1.51 ha		ha	水稻、果樹	3.1 ha		ha	I	
利用者		水稻、果樹	0.91 ha		ha	水稻、果樹	0.94 ha		ha	J	
利用者		水稻	0.79 ha		ha	水稻	0.83 ha		ha	K	
利用者		果樹	0.32 ha		ha	果樹	0.32 ha		ha	L	
利用者		水稻	0.08 ha		ha	水稻	0.08 ha		ha	M	
			ha		ha		ha		ha		
計	14経営体		14.25 ha		0 ha		21.55 ha		0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。